

## 市第230号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

### 1 提案理由

介護保険法（以下「法」という。）の改正に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が、平成28年2月5日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。

この省令の改正内容を反映するため、「横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）」をはじめ、関係条例の一部を改正します。

### 2 法改正の背景

小規模な通所介護事業所は、生活圏域に密着した身近なサービスを提供しています。そこに着目し、「地域密着型サービス」として、地域関係者等がメンバーとなる「運営推進会議」を事業所に設置し、事業所の運営に対して外部から助言等を行う仕組みを活用し、さらに透明性を高めることを目的にしています。

### 3 条例改正の概要

介護保険サービスは、「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」と区分され、各サービスの基準については、省令をもとに条例により定めています。

法改正により、「居宅サービス」である通所介護事業所のうち、定員18人以下の小規模な事業所が「地域密着型サービス」に移行し、「地域密着型通所介護」が創設されます。サービス内容は現行と同様のため、現行の基準を「地域密着型サービス」の基準の中に規定するとともに、新たに設置が義務付けられる「運営推進会議」に関する規定を追加します。

また、関係条例について必要な修正を行います。

#### 【主な改正内容】（別紙参照）

- (1) 「地域密着型サービス」の基準条例に「地域密着型通所介護」に係る基準を追加
  - ・ 現行の通所介護の基準を規定します。
  - ・ 規定のない「運営推進会議の設置」等に関する規定を追加します。
- (2) 関係条例に新しいサービスである「地域密着型通所介護」の名称を追加
- (3) 「居宅サービス」の基準条例から「地域密着型サービス」に移行する小規模な通所介護に関する規定を削除

#### 【参考】運営推進会議について

- ・ 地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、提供するサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図ることを目的としています。
- ・ 構成メンバーは、①利用者・家族 ②地域住民の代表者（町内会役員、民生委員等）③区役所職員または地域包括支援センターの職員 ④有識者となっています。

#### 4 改正が必要な条例（全9条例）

- (1) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (2) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (3) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (5) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
- (6) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (7) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年9月横浜市条例第63号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (8) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (9) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

#### 5 条例の施行予定日

平成28年4月1日

#### 参 考

#### 介護サービスの種類

種 類	主なサービス
居宅サービス	訪問介護、訪問看護、通所介護等
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

(1) 「地域密着型サービス」の基準条例に「地域密着型通所介護」に係る基準を追加

- ・横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
- ・横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

※二重下線は改正箇所

項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
① <u>地域との連携</u> 【地域密着型通所介護:第60条の17】 【認知症対応型通所介護:第81条】 【介護予防認知症対応型通所介護:40条】	運営推進会議の設置に係る規定を追加	<u>利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u>
② <u>利用者による文書の同意</u> ○サービス提供開始時の文書 【地域密着型通所介護:第60条の20】 ○介護報酬以外の利用料徴収に関する文書 【地域密着型通所介護:第60条の7】 ○地域密着型通所介護計画作成に当たった文書 【地域密着型通所介護:第60条の10】	利用者と事業者双方に口頭での同意だけでなく、文書に記録することで、より丁寧な対応を求める	<u>サービスの提供等に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。</u>
③ <u>送迎時の安全確保</u> 【地域密着型通所介護:第60条の9】 【認知症対応型通所介護:第71条】 【介護予防認知症対応型通所介護:第42条】	送迎時における利用者の安全の確保のための基準を追加	<u>利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行う。</u>
④ <u>静養室の基準</u> 【地域密着型通所介護:第60条の5】 【認知症対応型通所介護:第64条】 【介護予防認知症対応型通所介護:第8条】	利用者の静養に配慮するための基準を追加	<u>遮蔽物の設置等により利用者の静養に配置されていること。</u>
⑤ <u>記録の整備</u> 【地域密着型通所介護:第60条の19】	報酬返還に係る関係書類の保存年限を5年とする(他は2年)	<u>指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、国民健康保険団体連合会に提出したものの写し等について、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u>

(2) 関係条例に新しいサービスである「地域密着型通所介護」の名称を追加

・横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等全9条例

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
①	<u>指定通所介護事業所等の特例</u> 【基準該当児童発達支援事業所:第61条】	新しいサービス名称等を追加	要件を満たした指定通所介護事業者又は <u>指定地域密着型通所介護事業者</u> が、障害児に対して、指定通所介護又は <u>指定地域密着型通所介護</u> を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

(3) 「居宅サービス」の基準条例から「地域密着型サービス」に移行する小規模な通所介護に関する規定を削除

・横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
①	<u>従業者の員数</u> 【通所介護:第91条】	地域密着型通所介護へ移行するため利用定員10人以下の場合の条文を削除	【第2項 削除】
②	<u>第5節 療養通所介護</u> 【通所介護:第105条-第122条】	地域密着型通所介護へ移行するため療養通所介護に係る条文を削除	【削除】